

第1章 無電柱化推進計画策定の背景と位置付け

1. 計画策定の背景

昨今の大規模地震や大型台風等の自然災害では、電柱倒壊による道路閉塞等により、避難や緊急活動に支障が生じるなど、より一層の防災機能の強化が必要となっています。また、電柱により歩行者や車いす利用者等の通行が妨げられるとともに、電柱や張り巡らされた電線により景観が阻害されています。

国は、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という）」を施行し、国、地方公共団体及び関係事業者の責務や無電柱化推進計画の策定等について規定しました。その後、平成30年4月には、無電柱化推進計画を策定し、無電柱化の推進に関する基本的な方針や目標等を定めております。

東京都においても、平成29年9月に「東京都無電柱化推進条例」を施行し、平成30年3月に「東京都無電柱化計画」を策定しております。この中では、都道の無電柱化だけでなく、区市町村への財政支援や技術支援も拡充し、無電柱化を積極的に推進していくこととしています。

このような背景を踏まえ、本区においても無電柱化法に基づき、無電柱化に関する基本的な考え方や目標等を定める「台東区無電柱化推進計画（以下、「本計画」という）」を策定し、無電柱化を推進していきます。

2. 計画の位置付け

本計画は、無電柱化法第8条第2項に規定された「無電柱化推進計画」に位置付けられるものです。

また、区政の基本方針となる「台東区基本構想」、「台東区長期総合計画」を基に、無電柱化を推進するための今後の取り組みについて示すものとし、「台東区都市計画マスタープラン」、「台東区地域防災計画」、「台東区バリアフリー基本構想」、「台東区景観計画」等の関連する個別計画との整合を図ります。

なお、平成18年9月に策定した「台東区無電柱化基本方針」は、近年の無電柱化を取り巻く環境の変化や区の無電柱化の取り組み状況を反映したものに見直す必要があります。本計画では、これらの点を踏まえ、現在の情勢に即した基本方針へ変更することとします。

台東区無電柱化推進計画の位置付け

